

24時間診療体制の救命救急センターの整備を図る。

更に、救急医療施設の情報を収集し、救急医療情報を提供することにより、これらの体制が有効に運営されるよう調整を行う救急医療情報センターの設置を推進する。

イ 脳神経外科、麻酔科及び小児科領域の医師の養成等救急医療センター等に勤務する医師を対象とする脳神経外科、麻酔科及び小児科領域の専門研修を実施し、専門医の養成を行うほか、救急告示施設の医師を対象に研修を実施し、資質の向上を図り、救急医療従事者の確保を図る。

また、大学における脳神経外科に関する教育の充実及び研究の促進を図る。

7 損害賠償の適正化

(1) 自動車損害賠償保障制度の充実等

事故による被害者の救済対策の中核的役割を果たしている自動車損害賠償保障制度については、今後とも、社会経済情勢の変化、交通事故発生状況の変化等に対

応して、その改善を推進し、被害者救済の一層の充実を図る。

ア 自動車損害賠償責任保険（自動車損害賠償責任共済）の充実

(ア) 裁判等における賠償水準、物価、賃金等の動向に対応して、保険金額（共済金額）及び支払基準の改定を行う。

なお、健全な保険収支を確保するため、保険料（共済掛金）率の適正化を図る。

(イ) 保険会社、調査事務所及び農業協同組合・同連合会における保険金（共済金）の査定、支払等の業務の適正化を推進する。

(ウ) 事故に係る治療費支払いの適正化を推進する。

イ 無保険（無共済）車両対策の徹底

原動機付自転車等検査対象外の車両の責任保険（責任共済）の加入率の向上を図るため、無保険バイク追放キャンペーンの実施、保険加入者の一元的管理、街頭の指導取締りの強化等を通じて責任保険（責任共済）の加入率の向上を図る。

ウ 任意の自動車保険（自動車共済）についての指導

の強化

責任保険（責任共済）と共に重要な役割を果たしている任意保険（任意共済）について、被害者救済等の充実を図るため、制度の改善及びその普及率の向上について指導を強化する。

(2) 損害賠償の請求についての援助等

ア 地方公共団体による交通事故相談活動の強化

地方公共団体の交通事故相談所については、次の措置により、その整備拡充と相談員の資質の向上等を図る。

(ア) 地域における交通事故相談活動を充実するため、

都道府県相談所支所及び市町村相談窓口の整備充実を図るとともに、遠隔地に対する巡回相談の充実を促進する。

(イ) 交通事故相談所業務の円滑かつ適正な運営を図るため、関係援護機関、団体等との連絡協調を促進する。

(ウ) 相談内容の多様化・複雑化に対処するため、研修等を通じて相談員の資質の向上を図る。

(エ) 交通事故相談所において各種の広報を行うほか、地方公共団体の広報紙の積極的な活用等により交通事故相談活動の周知徹底を図り、交通事故当事者に対し広く相談の機会を提供する。

イ 損害賠償請求の援助活動の強化等

警察機関による交通事故処理、法務局、地方法務局及び人権擁護委員による人権相談並びに行政監察局及び行政相談委員による行政相談の一環として交通事故に関する相談を積極的に取り扱うとともに、法律扶助協会及び日弁連交通事故相談センターにおける交通事故の損害賠償請求についての援助に関する業務の充実を図る。

また、自動車事故対策センター及び交通遺児育英会が行う交通遺児等に対する育成資金等の貸付、交通遺児育成基金の行う交通遺児育成のための基金事業並びに学資負担の困難な交通遺児等に対する援助措置の充実を図るほか、自動車事故対策センターによる療護施設の整備等重度の後遺障害者に対する援助措置の充実を図る。